

三田市告示第52号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

三田市長 田村 克也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称：株式会社寺岡精工 関西第一支店 神戸営業所
所在地：兵庫県神戸市長田区神楽町1-2-3

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

戸籍関係証明等手数料
住民票関係証明等手数料
税務証明手数料
印鑑証明等手数料
自動車臨時運行許可申請手数料

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで